

法廷内の手錠・腰縄は許されるか？

～刑事被告人の人格権・無罪推定を受ける権利～

#### 第4部 パネルディスカッション

コーディネーター

武村：武村二三夫（弁護士）

パネリスト

辻本：辻本典央（近畿大学教授）

飯島：飯島滋明（当時 名古屋学院大学准教授）

里見：里見佳香（当時 新潟大学非常勤講師）

武村

日本の法廷は、弁護士や一般の傍聴者は廊下から入りますが、それとは別に裁判所の中の廊下、細い道を通って、裁判官席の横のドアから、身柄拘束された人は手錠腰縄姿で刑務官とともに入ってきて、被告人席に着席する。そのときにすでに裁判官も傍聴人も入っている。刑事公判手続きがはじまる段階で裁判官の指示によって手錠腰縄が外される。時間的にはわずかですが、最初と終わりがある。この問題をどうやって解決するのか。裁判官、一般の傍聴者、双方の目にその姿をさらす。それぞれ同じなのか、異なるのか、そういうことも意識しながら、この問題をどう評価して、さらにどう解決していくかということです。

そこで、法的な権利と制約の必要性ということを考えますと、被告人の逃走を防止しながら、刑事裁判を遂行するという公的な要請があることは間違いないと思います。被告人の側からすると、お三方が挙げられているのは2種類ある。1つは、無罪推定の原則、あるいは無罪推定の権利というもの、もう一つは、人格権、個人の尊厳です。

無罪推定の原則、あるいは権利と言われていますが、これは具体的にはどのような権利なのだろうか。十分な証拠なしに有罪判決を受けない、まさに無罪が推定されるという判決を導き出す過程の話なのか、そこでは予断排除ということもあるかもしれませんが。さらに、聞いていますと、過程そのもの、判決そのものではないのだけれども、刑事裁判において無罪を前提とした処遇を受けるんだという処遇に重みがあるのか。これも本来は無罪の推定を判決において導き出すために必要があるんだという考え方もあるかもしれません。かなり処遇にウエイトを置いた考え方もあるみたいです。さらには、読んでいますと、刑事裁判以外のところでも、無罪推定を前提とした社会的地位、評価が与えられるべきだということもあるかもしれません。仮にこういうふうに区分した場合に、どこにどういう内容なのか。それぞれが先ほど言いました裁判官と傍聴人との関係でどうなのか。最終的に刑事判決を受けるという観点からすると、あくまで裁判官に向けられたものなのか。処遇という観点に目を置くと、傍聴人の目にさらすということで、傍聴人との関係でも問題になるのか。そのような問題提起をして、まず辻本先生いかがでしょうか。

辻本

ただ今、無罪推定の原則を、三つの観点からお話しいただきました。第1に、一番狭い意味では、最初におっしゃった裁判官の事実認定のルール、または、検察官の立証責任の問題として、事実認定をするときに無罪推定の原則と理解されることになります。この場合、いわゆる「疑わしきは被告人の利益に」という原則とほぼ同義であり、それ自体は一般に認められていることです。第2に、より広い意味で、刑事司法の中で被告人は最終的に有罪とされるまでは犯人として扱われてはならない、という意味でも理解されています。例えば、刑事訴訟法で犯人という言葉を使わず、被疑者あるいは被告人という言葉を使うようにしておりますが、それは、刑事訴訟法がそういった無罪推定というものを刑事司法全体の中で認めているものといえるでしょう。

刑事法のなかで無罪推定は事実認定と処遇のどちらの問題かというお話があったと思いますが、私は、両者があいまって相関的に、そういった無罪推定というものを保障しているのだと考えます。つまり、有罪の証明があるまでは無罪とすべきという事実認定のルールがあることから、処遇レベルでも犯人としては扱わないということになっているのでしょし、逆もまた然りだと思います。難しいのは三つ目に挙げられた、刑事司法を離れて社会全体においてもそういった無罪推定という原則のもとで、被疑者ないし被告人を見るべき考え方が浸透しているのかという点であり、このことが傍聴人との関係などで問題になってくると思います。この点は、刑事法の範囲に限らない問題であり、今日のテーマでも、非常に重要であると思いました。

武村

ありがとうございました。

飯島先生、無罪推定の原則を憲法31条適正手続きの保障の一内容としてご紹介いただきましたが、その中の表現としては、裁判官の面前に連行するという観点で、裁判官を主眼においた捉え方をしているようにお聞きしたのですが、第2の刑事手続き、あるいは第3の社会的処遇も含めてですけれども、傍聴人との関係では問題にされるのか、されないのかということも含めて、ご説明いただけるでしょうか

飯島

私は無罪推定とメディアとの関係について、フランスの憲法学者と話をさせていただいたことがあります。私が日本の「メディアスクラム」の話をしたことがあるのですが、そうしたらフランスの憲法学者が、「無罪推定の原則」があるのにメディアはそういうことをするのか？と聞いていました。まだ犯人かどうか分からないのに、メディアが一人の家に押し掛ける。それはフランスですと、無罪推定に反すると考えられています。ドイツに関しても、濱野 貴生先生が『適正な刑事手続の保障とマスメディア』（現代人文社、2007年）で要領よく紹介されていますが、「無罪推定の原則」は刑事手続における原則というだけでなく、社会に対して犯人であるかのような印象を与えること自体が無罪推定の原則に反するというように捉えられています。そういうことからいいます

と、社会に対して犯人だという印象を与えること自体がドイツあるいはフランスでは無罪推定の原則に反すると捉えられていると思います。

武村

ありがとうございます。

里見先生、国際人権法のご説明いただきましたけれども、自由権規約14条2項には、「無罪と推定される権利を有する」という明文の規定がある。先ほどのご説明では10条2項に、有罪の判決を受けていない者としての地位に相当する別個の取り扱いを受ける、これは処遇を定めているというふうに読めるわけですが、かなり無罪推定の原則に踏み込んだ規定があるのですが、そこらへんを踏まえましてご説明いただけますでしょうか。

里見

先生方がすでにお話になったとおり、無罪推定の権利とは、刑事上の罪に問われているすべての者が公正な裁判における法によって有罪とされるまでは、あるいは有罪とされなければ無罪と推定される権利を持つことを意味します。この原則は嫌疑をかけられた瞬間に適用され、上告後最終判決で有罪が確定した時点で無効となります。したがって、刑事訴訟において検察は被告人の有罪を証明する必要があり、合理的な疑問が残る場合は有罪としてはならないわけです。このような狭義の、武村先生がおっしゃった第1段階、刑事訴訟手続きにおける無罪推定の原則は、もちろん国際法、国際人権法における無罪推定の原則と同じものをさすわけです。しかし、私がお話しした内容の中でふれているとおり、第2、第3の無罪推定の原則にかかる部分、ここが国際法においては非常に言及されている部分があるかと思います。すなわち、武村先生がおっしゃった第2の無罪推定の内容として、刑事裁判の手続き中では有罪判決を下すまでは無罪としての処遇あるいは地位が与えられるべきであるということで、自由権規約14条1項、2項を見ていただいても書いてありますとおり、1項は主語は「すべての者」とされ、「すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定または民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。」とされている。しかし、2項において主語が、「刑事上の罪に問われているすべての者は」ということになっておりますので、「法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。」ということで、規約の条文を読む限りにおいては、14条2項、厳密には刑事訴訟に関連する無罪推定の原則というものがメインになってくると思います。ただ、お伝えすることができませんでしたが、その他のこの問題に関連して使えそうな国際人権規範として、世界人権宣言ですとか、拷問等禁止条約ですとか、被拘禁者の社会的身分に関する勧告ですとか、拷問及びその他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いまたは刑罰からの被拘禁者及び被抑留者を保護するための保健要員、特に医師の役割に関する医療倫理の原則ですとか、その他さまざまな原則ですとか国際法のルールというものがあるわけです。形態を問わず抑留又は拘禁されている者の保護に関する原則ですとか、非常にたくさんの国際法上のルールが打ち出されているわけですが、その内容を

総じてお伝えしますと、報告中でも述べましたとおり、国際法にいう無罪推定の原則の中には、「人」ということで、「すべての人」が無罪推定の利益を受ける。武村先生のおっしゃった第3にということですが、内容としては、刑事裁判手続外でも無罪推定を前提とした処遇が与えられるべきだという、この段階に踏みこむようなルールもまた国際法の要請の中に重なってきているのではないかと考えます。

武村

ありがとうございます。

次に、人格権、あるいは個人の尊厳に入っていきたいと思いますが、辻本先生はさきほどの講演で、人格権としての人間としての誇り、人間らしく生きる権利ということを言われました。飯島先生は、個人の尊厳、辱めを与え、烙印を押す点というのを指摘されました。里見先生が、自由権規約を紹介されましたが、その中にも人間の固有の尊厳という似たような表現があるわけです。里見先生は同時に7条の権利について、つまり、拷問、残虐な取扱い、非人道的な取扱い、品位を傷つける取扱いを規定している条文ですけれども、その中の品位を傷つける取扱いに言及されました。この7条の品位を傷つける取扱いと10条の人間の固有の尊厳というのはどういう関係にあるのでしょうか。

里見

規約7条は、「何人も」とあり、拷問等を受けないすべての人の権利を保障しておりますので、具体的には「拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰」ということになりますが、これは何人もこれらの行為を受けない権利を保障しております。ですので、規約10条にいます「自由を奪われた者」も当然7条の「何人も」の範囲に含まれます。すなわち7条は、刑事被告人が拷問、残虐な取扱い、非人道的取扱い、品位を傷つける取扱い又はこれらの対応する刑罰を受けないことの保障をも求めているものです。また、7条の文脈でいきますと、手錠腰縄制度は条約実行上、「品位を傷つける取扱い」に該当する可能性があり、これらの実行がいくつか見られるというお話です。

武村

ありがとうございます。

そうしますと、2つの種類の権利を見てきたわけですけれども、先ほど言いましたように、被告人の逃走防止と裁判の遂行、それから無罪の推定、人格権ないし個人の尊厳、こういった権利ないし法益の間をどのように調整するかということですが、すでに辻本先生が詳細に報告されましたけれども、比例性の原則ということを紹介されて、その中でさまざまあるのかもしれませんが、ドイツの考え方を紹介されました。その中で特に、必要性というものについては制約手段が必要最小限度のものである、相当性とは処分により得られる利益、これは目的とする利益ではなく実際その処分によって実現される利益だと思いますが、それと失われる利益とを対比して後者が過剰なものに

ならないようにということで、そうすると後者の個別の権利の均衡ということに入ってしまうと、論者によって結論が変わってくるのではないかと、あるいは客観的な判断が基準となっているのかというような危惧があるのですが、その点はいかがでしょうか。

辻本

ただいまのご質問は、必要性と相当性という言葉（概念）の使い方に関するものです。

まず、必要性は、日本語としても必要最小限度を問うものであり、基本的人権の尊重の原則からは、権利制限が必要最小限度にとどめられるべきものとして、比較的わかりやすい概念です。

他方、相当性は、ご指摘のとおり、論者によってまちまちであり、ブラックボックスのような形で使われているのではないかとこの点が懸念されるところです。例えば、必要性、相当性という概念は、刑事法においては、任意捜査や職務質問の限界を検討するときに使われます。判例は、しばしば、このような検討に当たり、具体的事例で必要性はどうか、相当性はどうかと説明するわけですが、その際に、特に相当性についてそれが明確にどのようなものであるかが必ずしも示されていないことが多いのです。このような形で概念がブラックボックス化いたしますと、確かに、武村先生がおっしゃったように、論者ごとにその結論が異なってしまうということになります。

しかし、私が紹介したように、ドイツで議論されているような形で使用するならば、例えば相当性の審査にあたっては、対立する利益を比較して、失われるべき利益、つまり、ここでは被告人の人格権などが著しく傷つけられるときには、仮にその必要性があっても許されない、または、その軽減措置が求められることとなります。このような形で、ドイツのオリジナルに即してこの概念を使うのであれば、むしろ、明確かつ客観的な判断が可能になるわけです。

ただし、日本の人権に関する憲法判断などをみてみますと、公的利益と私的利益とが対置されるときには、とかく公的利益が優越される傾向にあります。その点には注意が必要ですが、基準としては、必要性、相当性という比例性原則は、明確な判断を保障すべきものと理解されることになるでしょう。

武村

ありがとうございます。

どうしても我々は憲法の違憲立法審査のことが頭にありますので、手段審査、目的審査など、基本的には同じよう対比をしているのだと思うのですが、どうしてもアメリカ法との対比をしてみたいくなるのですが、先生がおっしゃった中で、実際にどういう解決方法があるのか考慮すべきだ、考慮するといわれたわけですが、そうすると、アメリカ法でいうとより制限的でない代替手段という発想がすぐ頭に浮かぶのですが、それとの対比で同じような発想とみてよいのか、どう違うのか。

辻本

これもむしろ、（表現の自由に対する立法行為を審査する基準としての）LRAの原則なども、結局は、必要最小限度性を問うものであって、それに相当性が加味して考慮されるものといえるでし

ょう。憲法では、LRAの原則と比例性原則とがどのような関係にあるものと理解されているのかは、専門家のご意見も伺いたいところですが、結局は、基本的人権の尊重が前提になっているので、人権制約が過度なものになってはならない、必要最小限度にとどめるべきであるという意味では共通した基盤にあるものと、私は理解しております。

武村

ありがとうございます。

里見先生もさきほど比例性の原則を使って判断したというふうにお聞きしているのですが、辻本先生はドイツの考え方でと言われたのですが、比例性の判断をするときには、やはりある程度、国によって、機関によって、考え方の違いがでてくるものなののでしょうか。

里見

今詳細にお答えすることはできませんが、ないことが望まれます。

武村

自由権規約の7条、10条1項、14条2項を引用されて説明されましたけれども、自由権規約の場合には、原則として、制限規定がなければ制限ができないという考え方を聞いたこともあるのですが、7条、10条1項、14条2項については制限可能なのでしょうか、あるいはだめなののでしょうか。

里見

明文に制限に関する規定がなくとも、制限可能な規定もございます。例えば、レジュメには載せておりませんが、規約26条無差別の規定などにつきましては、制限するような表現はなくとも、権利の性質上当然に内在的制約を課するものと解釈されております。例をあげますと、男性に対して産前産後休暇制度の法定がないということについては差別に該当しないということで、当然この文言が違っていても構わないだろうというような内容もございます。しかし、明文に制限に関する規定がなくとも、制限可能な規定があるとはいえ、規約7条は絶対に逸脱できない性質を持ちますので、まず絶対に制限できません。例えば、拷問については、これはデロゲートできない条文として国際法上確立しております。すなわち、拷問について、一針でも穴をあけてしまうと事実上ダダ漏れになってしまうという、すでに先生がお話いただいたとおりでございます。絶対的に、どんな条件においても、どんな場面においても犯してはならない規定ということで制限できません。10条1項、14条2項につきましても、条文上権利制限の余地はないように思われますので、そういう意味での問題はないかと思っております。

武村

ありがとうございます。

飯島先生にですけれども、いわゆる違憲立法審査では、日本はアメリカ法をだいたい参考にしているようですけれども、今回の場合、違憲立法が問題になっているのではないのですけれども、やっぱり基本的人権に関わる重大な法益の制限が問題になっている。そうすると、日本の憲法下では、この問題をどういう枠組みでどのように考えていくことになるのでしょうか。

飯島

人権は守らなければいけない、これが憲法の基本です。そして手錠腰縄は身体の自由に対する制約になる。そうであれば、ましてや身体の自由というのは基本中の基本の権利であるから、身体の自由に対する制約は自由を制約する側がその「必要性」「相当性」をきちんと証明しなければいけない、というのが憲法の基本的な考え方です。アメリカの場合、「厳格審査」ということが言われまして、そうしなければどうしてもだめだということを証明しない限り、手錠腰縄も憲法違反とされると思います。日本の憲法学も、アメリカの考え方に大いに依拠していますので、アメリカの枠組みを参考に話をさせていただきますと、確かに被告人の逃亡防止、暴れることを防ぐという目的自体がダメだという人はおそらくいないと思います。お二人の先生方が言われる「必要性」の話だと思われれます。逃がしちゃいけない、暴れさしちゃいけないということで、その必要性は認められる。では、相当性、手段が本当にいいのかということ、ドイツの比例原則でもそうですし、アメリカの厳格審査の下でも、本当に必要なのかということをしっかり証明しなければいけません。日本の場合もそれは求められると思いますが、日本の裁判所はそういった判断をせずに、それぞれ公権力に対して好きにやっていますよというような判断を与えてきたかと思います。「相当性」の話ですが、こういう例が頭に浮かびました。被告人を逃がしちゃいけない、暴れさしちゃいけない、そのために何らかの対策は必要かもしれません。しかしその対策として被告人に首輪をしましよとなったとき、首輪の「相当性」についてみなさんはどう思いますか？ 確かに首輪をすれば、逃げられないかもしれない、暴れられないかもしれませんが、これは相当性があるというふうに言えるだろうか。おそらくこれをやったら、ドイツでは一発で憲法違反になると思います。日本の場合でもおそらく憲法違反になると思います。では、手錠だったら良いという話になるのか。逃げたり暴れたりする可能性のないような人たちでさえも一律に手錠腰縄をする運用が相当性という要件を満たすのかどうかは、しっかり審査されるべきではないかと思います。

武村

過剰な手段という表現したらよいのでしょうか。その中で本当は相当性と同じような判断がなされるべきだというご視点だとうかがってよいですね。

これはなじみがないのですが、権限について、もともと刑務官の戒護権に基づいている、それに対して裁判所の訴訟指揮権と法廷警察権というものがある。私は前に誤解してまして、戒護権から裁判所の訴訟指揮権ないし法廷警察権にバトンタッチがされるのだと思っていたら、今日話を聞きますと、そうではなく、ある段階から裁判所の権利が重複されて適用される、裁判所の方が優先されるのかもしれませんが、そういうふうなご説明を受けました。そうすると、ちょうど戒護で

護送する、裁判所で公判審理を開始する、その接合部の問題がまさに本件の問題だというふうな理解ができて、またどういうふうにその権限が受け継ぎとといいますか、重なっていったらいいのかという問題もあると思うのですが、まず、裁判員制度での法務省通達によりますと、先ほどもご説明ありましたけれども、裁判官から書記官に指示をして、裁判官と裁判員の入廷前、残念ながら傍聴席は入っているわけですが、手錠腰縄の解錠がなされる。指揮の流れは、裁判官から書記官に指示があり、書記官がそれを伝えて刑務官に解錠されるということになると、これは裁判所の法廷警察権の発動なのか、あるいは訴訟指揮権の発動なのか、狭義の公判という考え方をしますと、公判はまだ開始していないんですよ。その段階で、法廷警察権あるいは訴訟指揮権の行使とっていいのでしょうか。いかがでしょうか。

辻本

理論的には、戒護権は、公判の最中も消滅するわけではありません。例えば、刑務官が被告人を挟むようにして着座しているのも、これは戒護権に基づく措置というわけです。必要という場合には、公判中であっても、戒護権の行使として手錠や捕縄をすることもありうるのです。ただし、訴訟の適切な運営を図るために、刑訴法上は、裁判が始まってからは、法廷内では手錠や捕縄を外すことになっています。そういう形で、戒護権を法律上制約しているわけです。

問題は、開廷の前後です。この段階では刑訴法（287条＝公判中の身体不拘束原則）は及びませんから、もしそれを制約するのであれば、その根拠として、一つは、裁判所の訴訟指揮権が挙げられます。また、裁判員裁判においては、先ほどのご報告にもありましたとおり、通達によって運用されています。この通達は、法務省の矯正局から出されたものであり、戒護権をこの限りで控えるようにというものです。したがって、裁判員裁判においても、この通達を形式的に理解するならば、裁判所の訴訟指揮権に基づくものではなく、両機関の話し合いにおいて、法務省としては控えておきましょう、ただし（開錠すべきタイミングについての）連絡はしてくださいという形になっているものと思われるわけです。これを訴訟指揮権との関係でいえば、訴訟指揮権が一般的に行使され、法務省に対してこのような申し入れがあったものと、理解せざるを得ないと思われます。

武村

ありがとうございます。

これから、どうやったらこの問題が解決できるかという議論に入りますが、もうちょっとその前提をお伺いしたいと思います。今の通達を前提にすれば、当然これは傍聴人が入廷する前に、裁判官から書記官、それから刑務官に指示を出して解錠するということが当然認められることになりますね。それから、どの段階で手錠腰縄をはずすか、あるいはどうやって遮蔽するかということを考えた場合、例えば、一番徹底すると法廷に入る扉の裏で、公開されていない通路のところで、法廷に入る前に、例えば裁判所が指示を出して解錠させる。これはまさに物理的な法廷の厳密には外になってしまうが、法廷警察権ないし訴訟指揮権で可能なのかどうかとか、あるいは、法廷の中で衝立という遮蔽措置、あるいは、手錠腰縄の高さあたりに遮蔽壁を設けて見えないようにする、裁判

所と傍聴席の両方から見えないようにするというのはなかなか難しいかもしれませんが、というふうなこと、こういった遮蔽物の措置は法廷警察権あるいは訴訟指揮権でできるということに考えてよろしいのでしょうか。

辻本

そもそも、そういう訴訟指揮権を発動するかどうかを考えなければいけません、発動するとした場合としてお答え申し上げます。

第一に、ご指摘のように、訴訟指揮権で、部屋の外ではずしてくるということまで命じることができるのかという点です。この場合、確かに、はずす場所は部屋の外ですが、それは要するに、手錠腰縄をしたままで法廷に入らないでくださいという意味の訴訟指揮ということ。そのためには、部屋の外ではずさざるを得ないのですが、そもそも部屋に入ってくる時点でつけないでくださいというふうに理解をすればよいわけです。もちろん、この場合も、法廷の外の段階で既に訴訟指揮権が及ぶといえれば簡単なのですが、仮にそうではないとしても、法廷の部屋に入るために手錠腰縄をはずしてることが条件であると理解すれば、訴訟指揮権による指示も可能なのだと思います。

第二に、仮に部屋の中に入ってきてもお手錠と捕縄をしておくことの必要性が、例外的なのか原則的なのかということが問題です。仮に手錠腰縄をしておくべき必要があったとしても、それによって、手錠腰縄を施された姿が傍聴人や書記官などに見えてもよいことにはなりません。手錠捕縄をすること自体とその姿が見られないということとは次元が違う問題ですから、不必要、不相当にそのような姿をさらさないという配慮はしなければなりません。そのための手段として、具体的には、遮蔽措置が要求されるのではないのでしょうか。

武村

ありがとうございます。

大阪の刑事裁判では、何分の間隔かわかりませんが、次から次へと被告人が、事件が変わっていくわけです。そうすると被告人が出入りするわけですが、その度に裁判官も傍聴席も退場して、被告人が入って解錠してから入る。それが一番徹底すればそうなるのだと思います。おそらく裁判所からはその措置は煩雑だと、とても耐えられないというような批判もあると思います。それでもやるべきだというお考えもあるかと思いますが、それがだめならば代替措置としてどんな方法があるのかということ踏まえまして、具体的にどういう措置があり得て、適切かということについて、順番にご説明いただきたい。飯島先生からお願いしてよろしいですか。

飯島

全然違うことを言うかもしれませんが、先ほど海外の例が紹介されていたかと思いますが、裁判官の前に来るまで手錠腰縄をするのが当たり前だということが本当に当たり前なのか、根本的なところから考える必要があると議論を聞いていて思いました。例えば、変な例をあげるかも

しませんが、号泣議員、彼は在宅起訴ですけれども、裁判所に来るまで別に手錠腰縄で来るわけではない。例えば私、アメリカの大学で刑事訴訟を教えている先輩とこの問題でやりとりして思ったんですが、アメリカでは保釈された被告人は当然手錠腰縄で来るわけではないので、そもそも裁判所に来るまで手錠腰縄が前提という運用が本当に必要なかどうか、根本的な問題から考える必要があると思いました。

そして憲法的な視点からもう一つだけ言わせてください。私は、憲法上の原則として「無罪推定の原則」、あるいは「個人の尊厳」というのを侵害するということを申し上げましたけれども、里見先生の報告を聞いた後に追加的に発言をしようと思っていたのですが、手錠腰縄というのは国際法的にみても違反する、条約にも違反するということを里見先生がおっしゃっていたかと思います。そうであれば憲法の基本原則である「国際協調主義」にも反することになります。憲法98条2項では、日本が結んだ条約というのは誠実に履行しなければならないとされています。里見先生のご紹介にもありましたように、条約は法律よりも法的には効力は上です。そもそも自由権規約などで手錠腰縄が認められないのであれば、憲法の基本原理である「国際協調主義」からも、手錠腰縄は憲法的にも正当化されない運用となります。

武村

ありがとうございます。

それでは、里見先生お願いします。

里見

お話が繰り返しになり恐れ入りますが、日本が批准しております自由権規約の解釈に関する一般的意見32によりますと、刑事被告人は、通常の場合、法廷に連れていかれるときも、手足を拘束されない状態が確保されねばならないということが要請されております。審理の結果に予断を与える可能性があるからということですが、被収容者処遇法78条は、すでに教えていただいたとおり、手錠または捕縄を使用「できる」と日本の国内法でも言っているだけですから、例えば、どちらか一方にするですとか、または使用しないという選択肢もありうるわけです。これが一律に適用されているという現状についてはそもそもおかしいのではないかと考えなければなりません。飯島先生がおっしゃったように、暴れるなどの特段の事情がない場合であればともかく、そうでない場合には、手錠捕縄をして被告人を連れてくるという運用をそもそも改めるべきであるということですし、もし、入廷するまではこれらの措置をとくことはできないというのなら、8ページの申入書ですでに示していただいているとおり、非常に具体的なやり方が書いてあるわけです。すなわち、8ページを読ませていただきますが、具体的方法の一例として、衝立等を使用する、手順は次の通りということで、1番、法廷内の被告人出入口から入ってすぐのところ、傍聴席側、裁判官席側双方から被告人が入ってきた姿が見えないように衝立等を設置する、2番、被告人が法廷に入ったとき、衝立等で囲まれた空間内で直ちに付き添いの拘置所職員等が被告人の手錠、腰縄を解錠する、3番、被告人は手錠腰縄をはずされた姿で、衝立等で囲まれた空間から法廷内の所定の場

所に着席する、退廷時には逆の手順でこれをなす、というこのような運用が直ちにとられるべきであると考えております。

武村

ありがとうございます。  
辻本先生、いかがでしょうか。

辻本

既に述べたところですが、やはり、比例性原則をオリジナルに忠実に適用して、必要性の観点から、本当にその措置が必要なかをしっかり議論すべきでしょう。先ほどもお話しに出ていましたが、本来であれば、権利を制約する側に立証責任があるはずですが、それが直ちに転換できないとすると、個別の事件で弁護人の方からきちんと申し入れをする必要があります。すなわち、この被告人については、そういった必要性がないのだということをきちんと申し入れをするということが必要だと思います。

そのような申し入れが却下されて、手錠腰縄をするという場合でも、やはり、手錠腰縄をすることと、それが見られてもよいかという問題は、きちんと分けて考えなければなりません。先ほどおっしゃったように、このような申し入れはその実現がそれほど大変なことなのか、この程度だったらできるのではないかが考えられなければならないのです。いわゆる被害者証人の衝立を置くような場面を考えればよいのですから、さほど難しいものではないように思います。

これは余談ですが、知り合いの刑務官の方に、最近病院に連れていくときどういうふうにしていられるんですかと尋ねたところ、手錠や腰縄がうまく隠れるようなコート様のものがあり、それをかけて見えないように配慮しているとのことでした。当面は、そのような簡単な手段からはじめてみるということでもよいかと思っています。刑務官の方でもいろいろと考えてやっておられるようなので、適切に申し入れをすれば、それなりの対応はありうるだろうと思います。

武村

なるほど。コートの話は初めて聞きました。それで見えないようにもできると。確かに、手錠の前にカバーをかけるのは、手錠の金属は見えないけれど、やっぱり形はわかりますね。

個々の弁護士が個別の事件の中で改善努力すると同時に、これはやっぱり会として裁判所、拘留所に対して改善申し入れをする必要があると思います。今後とも弁護士会が今日のみなさんのご意見を含めて検討していきたいと思います。

一人あたり2分、最後のおまとめをお願いできますか。

飯島

言い忘れたなと思ったことがあったのですが、おそらく逃亡防止とか暴れるといったことをいいますけれども、そういったことじゃない気がするんです。身体拘束された被告人は昔から手錠腰縄

がされているから今でも手錠腰縄というふうに動いていると感じます。ですから、手錠腰縄をこれから変えていく運動というのはすごく必要だと思います。例えば憲法の教科書に「環境権」という権利が載っています。「良好な環境を享受し、これを支配する権利」と紹介されていますが、この「環境権」は大阪弁護士会の運動の中で生まれてきた概念なんです。それが今ではどの憲法の教科書にも書いているんです。ですからやっぱり、もちろん私たち学者も頑張りますけれども、弁護士さんたちの活動がそういうふう新しい権利を生み出すきっかけになるとと思いますので、そういった意味で大阪弁護士会の活動にも期待をしつつ、感謝をしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

## 里見

単なる個人的な経験を述べますと、一傍聴人としての立場から刑事裁判を傍聴させてもらったことがあるのですが、手錠腰縄をつけられている刑事被告人の姿というのは、話に聞くのと実際に目にするのとはこんなに違うものかと、非常に衝撃を受けました。講義でもよく学生さんにお話しするのですが、完全に犯罪者に見えるということです。こんなに人格を貶められているようにしか見えないという異常な人間の姿というものに衝撃を受けたということで、今日先生方のお話を伺っていてまた改めて思い出した次第です。私がこの方の親御さんやったら泣くかなと思って、鮮やかに思い出しました。飯島先生もおっしゃったように、刑事被告人の手錠腰縄をつけられた姿というのが、裁判官などの法執行官などの心証にも影響を与えうるとのことで、刑事被告人ご本人、それから裁判官、裁判員、傍聴人の中にも含まれるであろう刑事被告人ご本人の配偶者ですとか、親御さん、その他一般市民としての傍聴人の方々の人権に関わりうる、かつマイナスに関わりうるということです。すなわち、現状の手錠腰縄制度は、再考されるべきであると考えております。今日はこのような場でお話をさせていただく機会を設けてくださってありがとうございました。

## 辻本

正直にいうと、今回のシンポジウムにお誘いいただいた段階では、こういった問題についてしっかりと考えたことがありませんでした。改めてこの問題を突き付けられたときに、今までさほど不思議に思っていなかったこともちゃんと疑問に思っただけで考えてみるということは、我々学者としては当たり前なことなのですが、それを忘れかけていたなと思いました。反省も含めて、今回は、私にとっても非常によい勉強の機会を頂戴したと思っております。

もちろん、人権の保障というだけでは、問題は簡単には動かないだろうと思います。これまでの制度を変えるとなると、それに対するきちとした対案を示して、当局をしっかりと説得する必要があります。とはいえ、これまでは当たり前なことだと思ってきたことも、今日こうやってみなさんと一緒に一つの問題を考えて、少しずつでも動いていくことが、当たり前とされてきたことをも動かすことにつながっていくのかなと感じました。

今回のポスターにも書かれておりますが、例えば法廷内でのメモ行為などは、昔は禁止が当たり前であったのが、今では当然のようにメモをすることができるようになりました。今日の問題は、

10年先、20年先には何が当たり前になるのかというのを問うべきものであり、それは、弁護士の方々、裁判所、法務省すべてで考えていかなければならない問題だと思いますが、改めてきちっと考え、議論のスタートラインに立つことが必要であると思いました。

そのような検討に当たっては、憲法や国際人権法といった大きな視点が不可欠なのですが、細かな議論は、やはり刑事法の中でしっかりとやっていかなければならないと思います。そのような解決に向けて、刑事法全体における様々な権利、諸利益を考えながら、詰めていく必要があると思います。その意味で、今日、その第一歩の場面に立たせていただいたという意味で、非常によい機会を与えていただきました。ありがとうございました。

武村

ありがとうございます。飯島先生、里見先生、辻本先生、どうも長時間ありがとうございます。